

2023年8月23日
在セブ日本総領事館

12歳以上16歳未満の者がAir Asia便を利用して単独で帰国する場合

【本文】

8月22日、当地語学学校に短期留学中であった2名の15歳の生徒（いずれも別の語学学校に留学していたもの）がAir Asia便を利用して帰国する際に、チェックインカウンターにおいて年齢を理由に搭乗拒否となった事案が発生しました。

当館より搭乗拒否となった理由について、Air Asiaに確認したところ、担当者によれば、フィリピン政府の規則によって搭乗拒否をしたものではなく、同社の規則上、搭乗日当日時点で12歳以上16歳未満の者が一人で搭乗する場合（YPTA）は、空港で親または保護者のサポートが必要となるとのことで、具体的には、①チェックインの際に親または保護者がYPTAの受け入れに関する同意書（Release and Indemnity Form）に署名をする、②親または保護者は、搭乗便が離陸するまで空港に待機する必要があるとのことです。

（参考）

●Are Children Allowed To Travel Alone?

https://support.airasia.com/s/article/Are-children-allowed-to-travel-alone?language=en_GB

本事案について、Air Asia担当者によれば、チェックイン時に語学学校関係者によるサポート（学校関係者の同意書の署名）に加えて、搭乗便離陸まで語学学校関係者が空港内に待機することが担保できていれば、搭乗拒否はされなかったとのことです。また、本措置についてはPAL及びCebu Pacificにおいて確認できませんでしたので、Air Asia独自の対応であると思われます。

なお、搭乗拒否となった2名の生徒は、留学先の語学学校において宿泊先の手配を受けて本日（8月23日）のフィリピン航空便で帰国しています。

関係各位におかれては、12歳以上16歳未満の者がAir Asia便を利用して単独で帰国する場合にはご注意ください。

（了）